

令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第3回定例総会会議録

令和6年3月11日（月）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
2番	長谷川 貴輝	11番	工藤 修二
3番	大谷 大樹	12番	工藤 文信
4番	木村 優仁	13番	對馬 孝
5番	今 仁司	14番	工藤 清
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 6番 神 秀穂

事務局	1. 開会 ただ今より令和6年第3回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長 議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の大谷大樹委員、9番の佐藤松子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年2月16日

農業委員会事務局長会議

場 所：青森県観光物産館アスパム

出席者：千島事務局長

報告第2号

令和6年2月16日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鱒ヶ沢町役場 1階談話室

出席者：工藤修二委員、佐藤亨推進委員
事務局（齋藤、太田）

報告第3号

令和6年2月26日

農地法第3条許可申請に係る事前調査会

場 所：長平町字甲音羽山地内、建石町字雲雀野町地内、建石町字成沢地内
建石町字大曲地内、小屋敷町字袖ヶ崎地内、湯舟町字七尾地内
湯舟町字若山地内、（航空図面審査）

出席者：長谷川貴輝委員、佐藤松子委員、須藤正義推進委員、
事務局（工藤、齋藤）

報告第4号

令和6年2月27日

農業委員会会長会議・研修会

場 所：ウエディングプラザアラスカ

出席者：工藤会長

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第10号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について

以上3議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議

議案第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

なお、番号15番、16番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員、木村優仁委員の一時退席をお願いします。

議場

(木村賢一委員、木村優仁委員が退席)

事務局

それでは議案第8号の説明に入ります。4ページをお開き下さい。
番号15番、番号16番の詳細について説明します。

番号15番

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字成沢 25 番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 1,746 m²

外 2,928 m²

合計面積は 4,674 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間の売買による所有権移転です。

番号16番

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字袖ヶ崎 162 番地

地目 登記、現況ともに畑

面積 952 m²

外 14 筆で 田 7 筆 105,180 m²、畑 8 筆 36,105 m²、合計で 141,285 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。

3 条の賃貸借です。

これらのことについて、資料 6 頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号15番については、当該申請地は稲作の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号16番については、水稻及び転作大豆等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの番号15番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった工藤修二委員より、結果報告をお願いします。

工藤修二委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。
議案第8号15番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字成沢 25 番地 1、登記簿地目現況ともに田、面積が 1,746 m²、ほか1筆で、合計面積が 4,674 m²の移動に関して、令和6年2月16日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

事務局

地目 登記、現況ともに畑
面積 3,652 m²
外 2筆で 田 23,287 m² 畑 13,860 m² 合計面積は 37,147 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
親子間の3条使用貸借による所有権移転です。

これらのことについて、資料6頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号13番については、水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号14番については、野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号17番については、水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

いずれの土地も冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、2月26日長谷川貴輝委員、佐藤松子委員、須藤正義推進委員と航空図面等により利用状況等調査いたしました。その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第8号について審議に入ります。

議案第8号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

(「異議なし」という声あり)

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。議案第8号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして議案第9号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号31番、39番、40番、43番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する議員の一時退席をお願いいたします。

議長を暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。

議場

(議長、三上三樹委員、長谷川貴輝委員が退席、議長の変更)

議長

暫時の間、議長を勤めさせていただきます。

(木村職務代理)

議案第9号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号31番、39番、40番、43番について事務局に説明を求めます。

それでは番号31番から説明いたします。

11ページをお開き下さい。

番号31

農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字大柳110番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,864㎡

外1筆 合計6,132㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 使用貸借で契約しております。

番号39

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字恩愛沢148番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 991㎡

外1筆 合計4,858㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃貸借 全部で7俵（玄米）で契約しております。

番号40

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田148番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,983㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号43

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字兼草105番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,638㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

議長
(木村職務代理)

ただいま、番号31番、39番、40番、43番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長
(木村職務代理)

ないようなので、採決いたします。
議案第9号、番号31番、39番、40番、43番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長
(木村職務代理)

全員賛成ですので、議案第9号、番号31番、39番、40番、43番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
退席していた委員の着席をお願いいたします。

議場

(議長、三上三樹委員、長谷川貴輝委員が着席、議長の変更)

議長

それでは議案第9号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利集積計画の承認についてただいま承認されたもの以外について用事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、9頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	8件	57,847㎡
新規	12件	149,456㎡
計	20件	207,303㎡

契約内訳

3年未満の契約	3筆	13,069㎡
3年から5年契約	20筆	144,683㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	22筆	49,551㎡
計	45筆	207,303㎡

貸手・借手内訳

貸手農家	19名
借手農家	13名

地目別面積

田	134,216㎡
---	----------

畑	73,087 m ²
樹園地	0 m ²
計	207,303 m ²

3. 総地目別面積

田	134,216 m ²
畑	73,087 m ²
樹園地	0 m ²
計	207,303 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	1名
受け手農家	1名

地目別面積

田	0 m ²
畑	9,976 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号26

農地の所在 鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇237番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,615 m²

外田2筆 合計3筆

合計面積 5,944 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で3俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号27

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字館ノ下3番3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 142 m²

外田4筆 合計5筆

合計面積 5,443 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で2俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号28

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字中川原71番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1, 474 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で1俵（玄米）で契約しております。

番号29

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏52番2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3, 521 m²

外田3筆 合計4筆

合計面積 7, 079 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り1俵（玄米）で契約しております。

番号30

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字禿55番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5, 186 m²

外田2筆 合計3筆

合計面積 10, 015 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り0.5俵（玄米）で契約しております。

番号32

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎173番119

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 3, 009 m²

外畑5筆 合計6筆

合計面積 70, 712 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 10a 当り3, 000円で契約しております。

番号33

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山63番73

事務局

地目 登記簿 田

現況 田

面積 16,561 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号34

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢70番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,373 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で40,000円で契約しております。

番号35

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田34番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 348 m^2

外田1筆 合計2筆

合計面積 6,163 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で3俵（玄米）で契約しております。

番号36

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山175番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,448 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号37

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山170番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7,881 m^2

外畑1筆 合計2筆

事務局

合計面積 9, 107 m²
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田・畑
期 間 5年
賃借料 田→10a 当り 10, 000円 で契約しております。
畑→10a 当り 3, 000円 で契約しております。

議長

番号38
農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷3番
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4, 860 m²
外 田1筆 合計2筆
合計面積 8, 692 m²

議場

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

議長

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 0. 5俵 (玄米) で契約しております。

議場

番号41
農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字大柳98番2
地 目 登記簿 田
現 況 田

議長

面 積 329 m²
外 田2筆 合計3筆
合計面積 6, 248 m²

議場

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

議長

利用目的 田
期 間 10年
賃借料 全部で 7. 5俵 (玄米) で契約しております。

事務局

番号42
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口56番1a
地 目 登記簿 田
現 況 田

面 積 7, 000 m²
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 12, 000円 で契約しております。

番号44
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾167番25
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 1, 144 m²

事務局

外 田 2 筆 合計 3 筆
合計面積 13,059㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 1 年
賃借料 全部で15,000円で契約しております。

番号 4 5
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田 8 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 6,359㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10 年
賃借料 全部で3俵で契約しております。

番号 4 6
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢 5 4 番
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 3,317㎡
外 畑 1 筆 合計 2 筆
合計面積 9,357㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
公益財団法人あおもり農業支援センター
利用目的 畑
期 間 10 年
賃借料 10 a 当り 3,000 円で契約しております。

番号 4 7
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢 6 0 番 1 2
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 619㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
公益財団法人あおもり農業支援センター
利用目的 畑
期 間 10 年
賃借料 10 a 当り 3,000 円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 9 号について審議に入ります。
議案第 9 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第9号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第10号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第10号の説明に入ります。18ページをお開き下さい。
農業委員会に関する法律第37条の規定に基づき、令和6年度の最適化活動の目標の設定等について設定及び公表することについて承認を求めるものであります。
現制度では、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があることから、上程しております。
19頁をお開きください。
目標の詳細については、別紙様式1のようになっております。

議長 それでは議案第10号について審議に入ります。
議案第10号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第10号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について、原案どおり承認することに決定しました。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和6年第3回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

事務局

・次回の総会は4月9日（火）午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 大 谷 大 樹

” 佐 藤 松 子